

令和7年4月1日
大台町総務課

建設業法施行令の改正に伴う技術者の取扱いについてのお知らせ

建設業法施行令の一部を改正する政令が令和7年2月1日に施行され、専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負金額が引き上げられました。

【改正内容】

	従前	改正
建築一式工事以外	4, 000万円	4, 500万円
建築一式工事	8, 000万円	9, 000万円

この政令の施行に伴い、三重県公共工事共通仕様書の取扱いが変更されたため、大台町発注工事における技術者の取扱いについても、下記のとおりとなりますのでお知らせします。

主任技術者又は監理技術者の選任配置の特例（専任特例）（※）を適用する場合は、別途発注者と協議してください。

※主任技術者又は監理技術者の選任配置の特例（専任特例）については、三重県公共工事共通仕様書（分冊1）の1－53をご参照ください。

（1）建設業法施行令の一部を改正する政令の施行前に契約した工事における技術者

請負金額4, 000万円以上4, 500万円未満（建築一式工事は8, 000万円以上9, 000万円未満）の工事で専任配置となっている主任技術者（監理技術者）の専任を解除したい場合は、担当課と協議を行ってください。

（2）建設業法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う技術者の兼任について

大台町では、三重県公共工事共通仕様書　主任技術者及び管理技術者の規定を準用しています。技術者の兼任については下表のとおりとします。

	従前	改正
建築一式工事以外	2件以下：500万円以上 4, 000万円未満	2件以下：500万円以上 4, 500万円未満
建築一式工事	2件以下：1, 500万円以上 8, 000万円未満	2件以下：1, 500万円以上 9, 000万円未満

契約時における主任技術者又は監理技術者チェックリストを更新していますので、本日以降契約する案件については更新後のものを使用してください。

【問合せ先】

総務課総務係

TEL : 82-3781